第八条中「掲げる場合」の下に「の区分」を加え、同条に次の一号を加える。

八　前各号に掲げる場合であつて、管轄財務局長又は都道府県知事が必要と認めるとき　当該各号に定める書類に記載された事項が真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類

第十条第一項各号列記以外の部分及び第二項中「場合」の下に「の区分」を加える。

第十条の九第一項中「掲げる」の下に「場合の」を加える。

第十条の十二中「。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）」を「（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）」に改める。

第十条の十六の次に次の一条を加える。

**第十条の十六の二**　貸金業者が特定非営利金融法人（第一条の二の三第二項に規定する特定非営利金融法人をいう。以下同じ。）である場合にあつては、法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める貸付けの契約は、前条各号に掲げるもののほか、特定貸付契約（第一条の二の三第三項に規定する特定貸付契約をいう。以下同じ。）及び当該特定貸付契約に係る保証契約とする。

第十条の十七第一項中「（第三号、第九号及び第十一号（第三号及び第九号に係る部分に限る。）に掲げるものを除き、一般的に発行される直近の期間に係るものに限る。）」を削り、同項第三号中「（直近の二月分以上のものに限る。）」を削り、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　納税証明書

第十条の十七第一項第十一号中「第十条の二十三第一項第六号」を「第十条の二十三第一項第三号」に改め、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げる書面（同項第九号に係るものに限る。）を除く。）は、次の各号に掲げる書面の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

一　前項第一号、第二号及び第十号に掲げる書面並びに同項第十一号に掲げる書面（同項第一号、第二号及び第十号に係るものに限る。）　一般的に発行される直近の期間に係るものであること。

二　前項第三号に掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第三号に係るものに限る。）　直近二月分以上のもの（第十条の二十二第二項第三号に掲げる方法により直近の年間の給与の金額を算出する場合にあつては、直近のもの）であること。

三　前項第四号から第六号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第四号から第六号までに係るものに限る。）　通常提出される直近の期間（当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額をいう。次号及び第十条の二十二第一項第四号において同じ。）を用いて基準額（法第十三条の二第二項に規定する基準額をいう。次号において同じ。）を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間）に係るものであること。

四　前項第七号から第八号までに掲げる書面及び同項第十一号に掲げる書面（同項第七号から第八号までに係るものに限る。）　一般的に発行される直近の期間（当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間）に係るものであること。

第十条の十八第二項中「当該書面等」の下に「又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録」を加え、同項第一号中「。ただし、当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）」を「（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）」に改める。

第十条の十九中「第十条の二十八第一項第一号から第三号まで及び第四項第一号」を「第十条の二十三第一項第二号の二ロ(1)及び(2)、第十条の二十八第四項第一号」に改める。

第十条の二十第二項中「当該書面等」の下に「又は当該書面等（書面又はその写しに該当するものに限る。）に記載された情報の内容を記録した電磁的記録」を加える。

第十条の二十一第一項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五　金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）であつて、次に掲げるものを担保とする貸付けに係る契約（担保に供する当該有価証券の購入に必要な資金の貸付けに係る契約を含み、貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。）

イ　金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券

ロ　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券

六　不動産（借地権を含み、個人顧客若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該個人顧客若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。）を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の範囲内であるものに限る。）

七　売却を予定している個人顧客の不動産（借地権を含む。）の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であつて、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるものに限り、当該不動産を売却することにより当該個人顧客の生活に支障を来すと認められる場合を除く。）

第十条の二十一第二項各号列記以外の部分中「から第四号まで」を「から第七号まで」に、「契約」を「貸付けに係る契約」に、「又は」を「若しくは」に改め、「その写し」の下に「又はこれらに記載された情報の内容を記録した電磁的記録」を、「消滅した日」の下に「（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあつては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日）」を加える。

第十条の二十一第二項第一号中「前項第一号又は第二号に掲げる契約」を「前項第一号又は第二号に掲げる貸付けに係る契約」に改め、同項第二号中「前項第三号に掲げる契約」を「前項第三号に掲げる貸付けに係る契約」に改め、同項第三号中「前項第四号に掲げる契約」を「前項第四号に掲げる貸付けに係る契約」に改め、同項に次の三号を加える。

四　前項第五号に掲げる貸付けに係る契約　当該担保とする有価証券の種類、銘柄、数及び価額を記載した書面

五　前項第六号に掲げる貸付けに係る契約　次に掲げる書面

イ　当該不動産の価格の算出の根拠を記載した書面

ロ　当該不動産の登記事項証明書

ハ　担保権が実行された場合には、当該不動産が売却される可能性があることについての当該個人顧客又は担保を提供する者の同意書